

★許可基準

許可を受けるには、次の条件を全て満たしている必要があります。

○基本の要件

① 全部効率利用要件

農作業従事者数・機械の所有状況等からみて、農業経営に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作をおこなうことができる。

(注意：特別の理由もなく自己の所有する農地を他人に貸し付けていたり、不耕作地や違反転用地がある場合は、新たに別の農地の権利を取得することはできません。)

② 農作業常時従事要件 (個人の場合)

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が農業経営に必要な農作業に常時従事すること。(年間農作業常時従事日数がおおむね150日以上)

※年間150日未満の場合でも、農作業を行う必要がある限り、その農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認められます。

③ 地域との調和要件

周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないこと。

以下のような場合は不許可相当となります。

- ・面的集積されている農地等を分断するような権利取得
- ・農業水利が阻害されるような権利取得
- ・地域等で取り組まれている無農薬栽培が事実上困難になるような権利取得

④ 農地所有適格法人要件 (法人の場合)

法人の場合は、農地所有適格法人である必要があります。

※農地所有適格法人以外の法人が農地の権利を取得する場合は解除条件付き貸借になります。

○解除条件付き貸借の要件

基本の要件(①、③、④)に加えて、

- 1.不適正利用した場合は、契約を解除するという条件が付けられた契約である。
- 2.地域の農業者と役割分担した上で、継続的かつ安定的な農業経営を行うことが見込まれる。
- 3.法人の場合、役員1人以上が耕作の事業に常時従事すること。